

## 日本観光ホスピタリティ教育学会機関誌 審査規定

### 1. 審査の手続

機関誌の投稿原稿については、投稿規定第8条に定める形式審査を経て、以下の手続で審査を進めるものとする。

- 編集委員会は、編集委員会規定第7条に基づき、正会員の中から2名の査読者を選び、依頼を行う。なお必要と認める場合に限り、各投稿原稿の査読者2名のうち1名を会員外の適任者に依頼することができる。会員外の適任者への依頼対応に関しては別に定める。
- 査読者は所定の期日までに査読結果を編集委員長に報告しなければならない。なお、審査期間は原則として1ヵ月とする。
- 編集委員会からの督促にもかかわらず、査読者が査読結果を提出しない場合には、編集委員会は査読者の変更をすることができる。

### 2. 匿名審査

- 投稿者および査読者の氏名は、相互に匿名とする。審査および編集をつうじて、個人のプライバシーは保護されなければならない。

### 3. 審査の基準

- 論文、研究ノートについては、「有用性」「新規性」「論理性」「完成度」の基準に照らして審査を行うものとする。

有用性	掲載に値する高い学術的研究成果であるかどうか。
新規性	既存の研究にはない知見が示されているかどうか。
論理性	論理展開が正しくなされているか。
完成度	内容が読者に理解できるように簡潔、明瞭、平易に記述されているか。

- 教育実践報告については、「有用性」「移転可能性」「明瞭性」の基準に照らして審査を行うものとする。

有用性	学生にとって有益な取り組みであるかどうか。
移転可能性	この取り組みの内容を、他の教育機関へ拡大することは可能であるか。また、可能とするに十分な情報が提供されているか。
明瞭性	内容が読者に理解できるように簡潔、明瞭、平易に記述されているか。

### 4. 査読者の評価

- 査読者は、担当する投稿原稿について、下記の区分で評価を行う。

A	掲載可とする。
B	部分的な修正をすれば掲載可とする。
C	大幅な修正をすれば掲載の可能性はある。
D	全体を根本的に修正しなければ掲載できない。
E	題材・内容が『観光ホスピタリティ教育』の掲載論文としては適切でない。

### 5. 審査結果

編集委員会は、2名の査読者の査読結果を次のように取り扱い、審査結果をまとめるものとする。

- 2名の査読者の査読結果が1ランク相違した場合については、基本的には低いランクとして扱う。
- 2名の査読者の査読結果が2ランク以上の相違がある場合、またはD以下の評価を含む場合については、編集委員会で措置を検討する。なおこの際に編集委員会は査読者から意見を求めることができる。また、編集委員会は、投稿者に対して投稿区分の変更を求めることができる。
- 審査結果がAとなった場合は、掲載決定とし、審査を終了する。

- ・ 審査結果がBまたはCとなった場合は、編集委員会は投稿者に原稿の修正を求める。
- ・ 編集委員会で検討の結果、審査結果がDまたはEと判定された場合は、掲載不可として投稿論文の審査を終了する。
- ・ 審査結果がまとめ次第、編集委員会は投稿者に通知する。

#### 6. 原稿の修正

- ・ 審査結果がBまたはCと判断された投稿者は、編集委員会からの通知・指示に基づいて原稿の修正の対応をしなければならない。
- ・ 修正期間については、審査結果がBの場合は1ヶ月、審査結果がCの場合には2ヶ月を原則とする。

#### 7. 原稿の再審査

- ・ 編集委員会は、投稿者が修正した原稿について、再審査の対応を行う。
- ・ 審査結果Bに対する修正原稿については、編集委員会の責任で点検を行い、掲載決定の判断を行う。
- ・ 審査結果Cに対する修正原稿は、原則として初回審査時と同一の査読者が再審査を行い、審査結果がB以上となれば原稿掲載を決定し、審査を終了する。
- ・ 再審査を受けても依然として審査結果がCの場合には、直近に発行する機関誌への掲載を見送るものとする。ただし、投稿者が希望した場合は、上記の手続きを繰り返し、次回の機関誌に掲載することができるものとする。

#### 8. 原稿掲載決定

- ・ 編集委員会は、審査または再審査の結果B以上の評価を得た原稿について、機関誌への原稿掲載を決定し、投稿者にその結果を通知する。

(付則) この規定は、2005年3月12日から施行する。

(付則2) この規定は、2006年2月4日に一部改訂し、施行する。

(付則3) この規定は、2007年2月3日に一部改訂し、施行する。

(付則4) この規定は、2014年11月22日に一部改訂し、施行する。

(付則5) この規定は、2022年5月21日に一部改訂し、施行する。

(付則6) この規定は、2024年1月20日に一部改定し、施行する。

この規定の変更は、日本観光ホスピタリティ教育学会理事会の議を経ることを要する。